

日本移民学会会則

1991 年 10 月 25、26 日の両日立命館大学末川記念会館で開催した第一回総会で日本移民学会が設立されました。会員の増加に伴い、学会の目的を果たすために、2016 年 6 月 25 日の総会を経て、事務局に加え、事務支局を開設することとなりました。2017 年 6 月 24 日には、「憲章」、「第 7 章 倫理」（倫理綱領）を追加し、第 10 条 7 を追加しました。また、第 1 条と第 15 条の項番号を訂正しました。2023 年 6 月 24 日に第 5 条を改定し、国内在住と海外在住の一般会員および学生会員を区別し、海外在住会員の年会費を変更しました。2025 年 6 月 28 日には、休会・復会制度を創設し第 6 条を追加し、第 7 条 3 理事の項目について改定しました。

事務局所在地：神奈川県横浜市六浦東 1-50-1

関東学院大学社会学部 藤浪海研究室気付

事務支局所在地：京都市上京区下立売通小川東入ル西大路町 146

中西印刷（株）学会部 内

2026 年 7 月 4 日

日本移民学会会長 南川 文里

日本移民学会会則

憲章

日本移民学会の会員は、自らの良心に従い、人類の公益となる研究・教育・学会活動をすることを誓います。

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、日本移民学会と称する。

1. 英文においては、The Japanese Association for Migration Studies と表記する。

（目的）

第 2 条 本会は、移民・移住に係わる諸問題について、研究者の調査・研究を促進し、その研究発表と相互交流を図ることを目的とする。

（事業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 総会を含む年次大会の開催

2. 研究会、講演会などの開催
3. 学会誌、学会ニュース、その他の刊行物の発行
4. 国内・国外の移民・移住に関する研究機関との連絡調整
5. その他、本会の目的に相応しいと理事会において認められた事業

第2章 会員

(会員)

第4条 第2条に定める目的に賛同して事業に協力する個人又は団体は、会員となることができる。

会員は次の1, 2の2種とする。

1. 一般会員は、本会に参加を希望し、原則として会員1名の推薦に基づいて理事会の承認を得たものとする。
2. 特別会員は、本会の目的を支援する法人とする。但し、総会での決議権はないものとする。
3. その他、理事会は、会員に関する事項を総会に提案することができる。

(会費)

第5条 会員は、会費を納めなければならない。会費は次の5種類とする。

1. 国内在住の一般会員費は、年額 8,000 円とする。但し、国内在住の学生及びこれに準ずるものの場合は、年額 を 4,000 円とする。
2. 海外在住の一般会員費は、年額 9,000 円とする。ただし、海外在住の学生及びこれに準ずるものの場合は、年額 を 5,000 円とする。
3. 特別会員は、年1口 50,000 円とする。
4. 会費の額は、理事会で発議し、総会において決定する。

(休会・復会)

第6条 会員は、規定の手続きによって、休会・復会することができる。詳細は細則によって定める。

第3章 役員

(名称変更)

運営委員を理事と改称する。

(役職とその人数、任期及び選出方法)

第7条 本会を運営するため、次の役員を置く。役員は総会において承認を得るものとする。

1. 会長（1名）任期2年、再任可。
理事の投票による互選によりこれを定める。選出に際しては、別に定める細則に従う。
2. 副会長（2名）任期2年、再任可。
副会長の選出に際しては、別に定める細則に従う。

3. 理事（12～15名程度）、任期2年、連続3期まで

12名程度の理事を、会員による選挙によって選出する。新たに選出された理事（候補）会は、学会運営上の必要性、多様性（ジェンダー・地域、研究分野等）、および得票数を勘案し、理事の合計が15名程度となるように選出する。選出に際しては別に定める細則に従う。

4. 事務局長（1名）、任期2年、再任可。

選挙により選出された理事相互による推薦・審議によりこれを定める。

5. 監事（2名）任期2年、再任可。

理事以外の会員の中から理事による推薦・審議によりこれを定める。

（任期の開始）

第8条 前項に定める役員の任期の始まりは次のとおりとする。

1. 選出された直後の総会終了後に始まる。

2. 前項にかかわらず、任期途中で退任した役員の後任者の任期は、前任者の残りの任期期間とする。

（理事会）

第9条

1. 理事会は、会長、副会長、事務局長、理事によって構成される。

2. 理事会は、第3条に定める事業に関することを審議・決定する。

3. 理事会は、その他の会長が必要と認める事項を審議・決定する。

4. 理事会は、会員の入退会を審議・決定する。

5. 理事会は、会員の選挙によって選ばれた上位12名以外の理事を推薦し、審議・決定する。

6. 理事会は、第11条に定める委員会委員を推薦し、審議・決定する。

7. 理事会は、必要と認めるとき、臨時総会の開催を請求することができる。

8. 理事会は、会費額の変更を審議・決定し、総会に提案する。

9. 理事会は、収支予算と決算を審議・決定し、総会に提案する。

10. 理事会は、会則の変更を審議・決定し、総会に提案する。

（四役会）

第10条 本会は、会務の遂行のために四役会を置く。

1. 四役会は、会長、副会長2名、事務局長によって構成される。

2. 四役会は、理事会へ提起する議題の協議・準備をする。

3. 四役の任期は、2年とする。再任を妨げない。

（委員会）

第11条 本会に次の委員会を置く。各委員会の委員の選出は、理事会によって決定される。

委員長は、原則として各委員を経験したものの中から候補者を推薦し、理事による投票でこれを定める。

1. 大会企画委員会：年次大会の企画を行う。
2. 共同研究推進委員会：ワークショップなど共同研究推進の企画・運営にあたる。
3. 国際委員会：国際化・国際交流を促進する催し（国際ワークショップなど）の企画・運営を行う。多言語化に関連する対策を検討する。
4. 日本移民学会奨励賞選考委員会：日本移民学会奨励賞に相応しい論文を選考する。
5. 『移民研究年報』編集委員会：学会誌の編集・発行を行う。
6. 広報委員会：会員間の相互交流推進と「ニューズレター」の編集・発行及びホームページの管理・運営を行う。
7. 学会ディベロップメント委員会：本学会の発展と危機管理に関する事項を所掌する。
8. 倫理委員会：本学会員の研究・教育・学会活動等における倫理的な問題に関する学会への質問・相談・苦情・問題提起を受け付け、対応に当たる。

第4章 総会

（総会の招集）

第12条 本会は、次のように総会を開催する。

1. 毎年1回、年次総会を開催する。
2. 理事会が必要と認めるとき、あるいは会員の3分の1以上の請求があったときは、臨時総会を開くことができる。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 議長は、出席会員からの推薦、あるいは理事会からの推薦で定める。

（権限）

第13条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

- （1）会則の変更
- （2）収支予算と決算
- （3）会費の決定または変更

（決議）

第14条 総会の決議は、出席会員の過半数で決定する。

第5章 会計と事務局

（会計）

第15条 本会の経費は、会費、外部資金、雑収入及び寄付金をもって、これに充てるものとする。

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（事務局）

第16条 本会の事務処理のために事務局を置く。

1. 事務局は、事務局長がその会務を統括し、学会事務支局を置き業務を委託する。

2. 会費の請求を行う。
3. 会員名簿作成の事務を行う。
4. 予算執行上の事務、会員関係の事務を行う。
5. 事務局がその職務を遂行する際に必要な諸経費は、本会の予算から支出する。
6. 事務支局担当者は、事情に応じて理事会及び四役会にオブザーバーとして出席できる。

第6章 会則の変更

第17条 本会会則の変更は、次の手続きを経て行う。

1. 変更は、総会の承認を受けなければならない。
2. 運営上会則に疑問あるいは問題が生じたときは、理事会で審議・決定し、総会に提案する。

会長ならびに副会長選出に関する細則

1. 選挙権・被選挙権：選挙によって新しく選出された理事12名。
2. 当選者の意向を尊重し、辞退することも可とする。
3. 会長選挙で最高得票者が複数でた場合には、抽選によって決定する。
4. 副会長選挙で同点者が複数でた場合は、会長が決定する。
5. 選挙管理委員：理事の中から2名を抽選で定める。
6. 得票数をすべて理事会で報告する。
7. 会長が任期途中で会務遂行が困難になり、会長職を辞する場合には、副会長2名の中から理事会で会長を選出し、残りの任期を務める。

会費納入に関わる会員の権利についての細則

1. 年報は、3月31日までに当該年度の会費納入があった場合に送付する。
2. 年報への投稿、大会自由論題等での報告申込には、当該年度までの会費を納めていることを条件とする。
3. 5年以上会費を納入しない場合除籍扱いとし、復帰する際には空白会費を納めるものとする。

理事選挙に関する細則

1. 選挙権：前年度までの会費を納入した全会員。
2. 被選挙権：前年度までの会費を納入した会員。ただし3期連続して理事を務めた会員は、次の期の理事被選挙権を持たない。
3. 選挙管理委員：会員の中から2名を、現理事会で定める。
4. 選挙管理委員は、選挙で選ばれた上位12名を招集し、開票結果を文書で報告する。

5. 12 名程度を、会員による選挙によって選出する。新しく選ばれた理事（候補）会は、新理事の構成のバランスを考慮し、学会運営の必要性、多様性（ジェンダー、地域、研究分野等）、および得票数等を勘案して理事を追加することができる。その際、理事の合計が 15 名程度となるようにする。

第 7 章 倫理（新規）

倫理綱領

日本移民学会は、移民研究の調査・研究・教育及び学会の運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則を定め、ここに「倫理綱領」を制定する。

1. 公正の維持、法令の遵守、社会からの信頼獲得：会員は公正さと誠実さを維持し、社会からの信頼を獲得できるよう努力しなければならない。また、自らの研究・教育と学会活動において、法令を遵守し高い倫理観をもって行動しなければならない。
2. 人権の尊重、個人情報の保護：会員は、いかなる場合でも人権の尊重、プライバシー・肖像権・知的財産権などの諸権利に留意し、それらを侵害しないよう努めなければならない。
3. 差別、ハラスメントの排除：会員は、思想信条・性別・性的指向・年齢・出自・国籍・宗教・民族的背景・障がいの有無・身体的特性・経歴・家族状況などに基づく差別的な扱いをしてはならない。また、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、ハラスメントに該当するいかなる行為もしてはならない。
4. 著作権侵害の排除：会員は、著作権などを侵害してはならない。また、剽窃・盗用、データのねつ造・改ざん、二重投稿を行ってはならない。
5. 会員は、開かれた心と態度を保持し、相互批判・相互検証の場の確保に努めなければならない。
6. 研究資金の適正使用：会員は、研究資金を適正に執行しなければならない。

休会・復会制度に関する細則

1. 出産・育児・介護・病気などを理由に、会員は休会を申請できる。
2. 休会届を提出する前に、休会を希望する年度の前年度までの会費が完納されていなくてはならない。休会を希望する年度の 5 月末までに休会届を提出し、理事会の承認を得る。
3. 休会中は会費の支払いを免除する。
4. 休会期間は最大で 2 年間とする。特別な理由がある場合、理事会の審議によって延長を認めることがある。
5. 休会中は、原則として非会員として扱われ、会員としての権利を停止する。停止される活動には、『移民研究年報』への投稿、大会等での研究発表（ラウンドテーブルを含む）、総会での議決、選挙権・被選挙権の行使が含まれ、学会誌も発送しない。ただし、休会中もメーリングリストによる連絡、ニューズレターの配信を受けることはできる。休会中も日本移

民学会賞の対象となることがある。

6. 延長申請がないまま休会期間を終えた場合、自動的に復会したものとする。休会期間中に学会活動の再開（復会）を希望する場合は、復会希望年度の前年度末までに復会届を提出し、理事会の承認を得て復会することができる。

附則 施行日

1. 本学会は、1991年10月25日に発足し、会則を定めた。
2. 改正2008年4月1日。改正2010年6月26日。
3. 2015年6月27日改正（改正後の理事選挙は本規程に則り行い、その就任は2016年総会後とする）。
4. 第15条2、6、7を2016年6月25日改正、2016年7月1日施行。
5. 「憲章」、「第7章 倫理」（倫理綱領）を追加し、第10条7を追加した。また、第1条と第15条の項番号を訂正した。2017年6月24日改正、2017年7月1日施行。
6. 第2章第5条において、国内在住と海外在住の一般会員および学生会員を区別し、海外在住の一般会員および学生会員の年会費を変更した。2023年6月24日改正、2024年4月1日施行。
7. 第3章第6条3の理事選出方法を一部変更し、同10条において国際委員会を新設、広報委員会を名称変更した。2024年6月22日改正、同年6月23日施行。
8. 第2章に第6条（休会と復会）を追加した。これに伴い、以降の条番号を変更した。第3章第7条3の理事の選出方法を一部変更した。この追加・変更にあわせて、休会・復会制度に関する細則を新設し、理事選挙に関する細則3を変更した。2025年6月28日改正、2025年6月29日施行。

以上

事務局所在地：

〒236-8501 神奈川県横浜市金沢区六浦東 1-50-1

関東学院大学社会学部 藤浪海研究室気付

事務支局所在地：

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入ル西大路町 146

中西印刷（株）学会部 内